

●香川県告示第304号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を休止した旨の届出があった。

平成22年7月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

休止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成21年4月1日	介護老人保健施設 やすらぎの森 仲多度郡多度津町寿町7番3号	医療法人社団 みどり会 仲多度郡多度津町寿町7番3号	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション
平成21年6月1日	幸せ介護サービス 仲多度郡まんのう町川東586番地	株式会社山下製作所 仲多度郡まんのう町川東586番地	訪問介護 介護予防訪問介護
平成21年9月1日	セントケア観音寺 観音寺市栄町3丁目3番10号九十九ビル201号	セントケア香川株式会社 高松市中新町11番地1アクア高松中新町ビル702号	居宅介護支援
平成22年1月1日	デイサービスセンターいきいき荘 綾歌郡宇多津町浜五番丁53番地1	社会福祉法人 鵜足津福祉会 綾歌郡宇多津町浜五番丁53番地11	通所介護 介護予防通所介護